

愛川町条例第 号

愛川町議会基本条例の一部を改正する条例

愛川町議会基本条例（平成23年愛川町条例第8号）の一部を次のように改正する。

第4条の次に次の1条を加える。

（災害時の対応）

第4条の2 議会は、災害時においても、議事機関としての機能を維持するよう努めなければならない。

2 災害時に議会がとるべき対応の方針は、別に定める。

第8条の次に次の1条を加える。

（情報通信技術の活用）

第8条の2 議会は、議会活動を円滑かつ効率的に行うため、情報通信技術の積極的な活用を図るものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。